



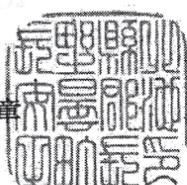
29 生涯第 197 号

平成 29 年 12 月 26 日

町民と政党のつどい実行委員会

事務局長 牛越 邦夫 様

池田町長 薩 聖 章



池田町教育長 平林 康男



「池田町公民館使用許可取り消し」に関する謝罪と「通知書」の撤回について

平成 28 年 12 月 2 日に生じた「池田町公民館使用許可取り消し」に関して、池田町教育委員会および「町民と政党のつどい実行委員会」の双方は、解決に向けて今まで真剣な協議を続けてきました。

教育委員会は、それらの協議をふまえ、公民館および町の対応について下記の至らなかつた点を皆様に謝罪いたします。

これにより「池田町公民館使用許可取り消し通知書」を撤回いたします。

池田町および教育委員会は、今回の教訓を新しく建設される地域交流センターに十分生かせるよう努力してまいります。

#### 記

#### 1 「池田町公民館使用許可取り消し通知書」の撤回について

池田町公民館は、「28 教委第 558 号 池田町公民館使用許可取り消し通知書」を撤回します。

##### ○撤回理由

- (1) 「使用許可取り消し通知書」は処分の根拠法令を明示しておらず、不十分であったこと。
- (2) 聴聞の機会を設けなかつたことは、池田町行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に基づくものであったが、行政手続き上、拙速で対応に配慮を欠いていたこと。

#### 2 教育委員会及び町理事者の謝罪について

池田町および教育委員会は、公民館使用許可取り消しに至る過程で、丁寧な説明と対話の機会を設けることができず、つどい実行委員会に対し多大な迷惑と混乱を与えてしましました。それらの諸点を下記の通り明確にし、深くお詫びいたします。

### (1) 全体を通して

公民館として「内規に抵触しない」旨の同意でしたが、社会教育法に触れる可能性についての説明が不十分であったために、実行委員会に対して意思疎通を欠く不適切な対応を行い、公民館使用許可を取り消す一方的な判断を行ってしまったこと。

### (2) 池田町公民館使用に係る確認事項について

- ① 許可のための文書であるとの意図を十分説明しなかったことにより、誤解を与え混乱を招いてしまったこと。
- ② 平成 28 年 11 月 30 日夜の電話で、公民館長は「確認書」の内容が全面否定されたと判断し、教育委員会もその判断に従って、それ以降に話し合いの場を持たなかったこと。
- ③ 選挙活動に関する事務局長の発言の解釈を誤り、適切でない文言を記載してしまったこと。
- ④ 合意のない「確認書」は本来破棄されるべきであったが、実行委員会側の求めにより、誤って発行してしまったこと。

### (3) 理事者として

- ① 平成 28 年 12 月 1 日の庁議において、差し迫っていたとはいえ調整の場を設ける助言を行わず、拙速に「公民館使用許可取り消し」を容認したこと。
- ② 地方自治法第 244 条の解釈に基づかず、公民館以外の公共施設の利用を認めなかつたこと。

## 3 今後の対応について

### (1) 町・教育委員会の責任

池田町・池田町教育委員会は、上記の諸点を踏まえ、次の通り対処いたします。

- ① 上記の問題点について、謝罪と責任を明確にする。
- ② 庁内において関係法令の周知徹底をはかる。
- ③ 議会において、合意に至るまでの経過を正確に報告する。

### (2) 公民館問題をめぐる今後の対応

池田町・池田町教育委員会と「町民と政党のつどい」実行委員会とのこれまでの協議で確認した合意を踏まえ、双方で不一致の諸問題を含めて今後とも実行委員会と誠実に協議を継続します。

協議の内容については、別途「合意書」を取り交わし、課題とその解決の方向を明らかにします。

以上